

第 2 回 3 省庁ヒアリングに係る報告

□日時：令和 5 年 12 月 1 日 13:30～16:30

□場所：国土交通省合同庁舎 3 号館 6 階会議室（東京都千代田区）

□国の出席者：

国土交通省都市局公園緑地・景観課歴史文化環境整備室古都・歴史文化係長 植田寛 氏
農林水産省農林振興局農村政策部農村計画課土地利用推進係 寺門 美菜子 氏
文化庁文化資源活用課 樋口 和宏 氏、蔵楽 和恵 氏（オンライン参加）

□市の出席者：

（現地参加）新幹線・まちづくり推進室 廣瀬主幹、西野主査、
生涯学習課 山澤課長
（オンライン参加）生涯学習課 國松主査、山本、山戸
新幹線・まちづくり推進室 日下、伊藤

□協議内容：提出した計画書等（第 2 回法定協議会要旨、序章・第 1 章・第 2 章）について

■計画書に対する国からの指摘

（共通）

・文言の整理のほか、西暦・ふりがな・写真のキャプションに特徴を追記すること。

（第 1 章）

・文化財の分布状況の一覧表の表現を精査すること。

（第 2 章）

・建造物及び活動について、50 年根拠を明確にすること。

・建造物と活動のつながりを示す必要があるため、活動には建造物を登場させること。

・活動について、五感で感じる情報を追加すること。（説明文章、写真の添付）

・活動に関する人の動きがわかるよう文章の後に動線の地図を入れること。

■計画書に対する国からの助言

（序章）

・協議会委員の一覧表に、いつ時点のものか、委員の社会的地位などを記載するとよい。

・計画の立ち位置を説明するのに 3 章の資料（関連計画との関係図）を使った事例がある。

（第 1 章）

・地形について、断面図があると高低差がわかりやすい。

・市町村合併の経緯について、樹形図があるとわかりやすい。

・産業などのグラフについては、最新の統計情報を使用していれば問題ない。また、使用する統計情報によって掲載する年代が異なっても支障ない。

・人物の記載は、カテゴリ一別によってもよいが、まとめた際に個人の情報が少なくなるのはもったいない。人物の写真はなるべく全員を載せてもらいたい。

・文化財を記載する順番は、指定文化財の後に登録文化財としてもよい。

- ・未指定文化財の記載は、個別の建造物ではなく、主要な用途でまとめてよい。
- ・未指定文化財として記載する建造物は、小樽らしさを示すようなものがよい。2章の風致や4章の重点区域に係るもの、歴史的風致形成建造物の指定に影響するものとするのがよい。

(第2章)

- ・異なる風致に同じ建造物や活動がある場合は、同じ記載内容としてよい。ただし、視点が変わると違う内容とする必要が生じることもある。
- ・水産加工に関する活動の場合、材料を運んでいる様子、魚の供養のための行事、初売りや大売出しで紙袋を持って歩いている様子、浜言葉が聞ける範囲、シャコが獲れる時期の変化などがあると風致として設定できるかもしれない。ただし、風致の設定が困難だと思ったら、確実な風致の調査にシフトした方がよい。(費用対効果)
- ・建物の再利用の文化による歴史的風致は書いていくことは問題ないが、その活動が佇まいを感じるものであることを表現しなければならない。成立しやすい祭りの歴史的風致を保険として設定しつつ、建物の再活用の歴史的風致も書いてみて、計画をまとめる際に選択すればよい。
- ・風致の50年根拠が難しい場合に、複数の要素をうそにならない程度につなげる方法がある。
- ・タイトルを「まちづくりの営みにみる歴史的風致」のようなものにすれば、風致の要素を入れやすくなる。なお、風致として認められるかは内容による。
- ・まちづくりの風致は、まちに対する思い入れが運河保存運動の前後でつながっていることを表現できれば、風致として設定できると思われる。
- ・風致として設定できない製造業などについては、コラム化して伝えていく方法がある。
- ・複数のお祭りなどがある場合に、活動と建造物を整理した表を掲載し、その中の代表例を小風致として記載した事例がある。
- ・神社の場合は、本殿が50年以上経っていなくても、鳥居や狛犬、灯籠などが設置されてから50年以上経過していることを示すことができれば風致を設定できる。
- ・お寺については、お釈迦様の生まれた日、亡くなった日、悟りを開いた日に行事があるため、風致を設定することができると思う。ただし、風致を設定するのはエリアを広げることが目的であるため、お寺の風致を使わないで済むのなら無理につくる必要はない。
- ・小樽公園の50年根拠は、当時の写真があり、今と変わらない風景であることを示せるとよい。
- ・風致の活動が花見の場合は、焼きまんじゅうがつきもの、灯籠がほかの地域と異なる、企業名が短冊で下げられる、食される鍋が「いも煮」や「すき焼き」であるなど、一般的な花見と差別化できるものが欲しい。

(今後に向けて)

- ・4章の重点区域の設定は歴史的風致の範囲内に限られるが、その歴史的風致の活動は重要文化財と関連するものでなければならない。
- ・重点区域に細長い範囲がある場合、その末端で実施される事業については、歴史的風致形成建造物の修理だけではなく、重点区域としての波及効果を生む事業が望まれる。
- ・5章の文化財の維持管理に係る記載は、現状で実施していることを記載すればよい。
- ・令和6年度に実施する予定の現地視察では、風致に係る場所は全て確認する。